藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第571号

2013年(平成25年)7月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関すること に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供す ることに伴う本人通知の省略について(答申)

2013年6月24日付けで諮問(第571号)された国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。 以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に 提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的 外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略す る合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

愛知県警察本部刑事部捜査第二課司法警察員(以下「司法警察員」という。)より、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、保険年金課で保有する国民健康保険に係る端末操作ログの照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、司法警察員に端末操作ログを目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 端末操作ログを目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

国民健康保険システムの端末操作ログに含まれている住所,カナ 氏名,漢字氏名,生年月日,処置年月日・時刻,操作端末,操作者 名

- イ 目的外に提供する相手方
  - 愛知県司法警察員
- ウ目的外提供の根拠規定
  - 刑事訴訟法第197条第2項
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
  - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報についての守秘義務が課せられている。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について,司法警察員に問い合わせたところ,「個人情報を行政から不正に入手して売買している事件の捜査であり,容疑者が藤沢市に問い合わせをしている可能性があり,端末の操作記録を確認し容疑の裏付けを行う必要がある」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、国民健康保険の個人情報 に関する端末の操作記録であり、他の代替手段が想定し難いもの である。

よって,本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果,本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、かつ、 照会対象者に本人通知をした場合には、秘密裏に行われている当該捜 査が口外されるおそれがあり、その遂行に支障が生じることを捜査機 関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認め られるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 捜査関係事項照会書

- イ 端末操作ログ
- ウ 個人情報取扱事務届出書
- 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「個人情報を行政から不正に入手して売買している事件の捜査であり、容疑者が藤沢市に問い合わせをしている可能性があり、端末の操作記録を確認し容疑の裏付けを行う必要がある。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が国民健康保険の個人情報に関する端末の操作記録によってしか得られないもので、本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると,目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、本人に通知した場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると,目的外に提供することに伴う本人通知 を省略する合理的理由があると認められる。

以 上